# 令和4年度

国・県の施策及び予算に関する提案・要望

山梨県町村会

## 令和4年度 国・県の施策及び予算に関する提案・要望

1	町村自治の確立について・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2	各種統計調査の負担軽減と調査員の確保について・・・・・・・・・2
3	相続人不存在の土地の解消に係る財政支援について・・・・・・・・・4
4	町村税源の充実強化について・・・・・・・・・・・・・・・・5
5	地方交付税制度の充実・堅持について・・・・・・・・・・・・・・6
6	地方債の充実改善について・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
7	デジタル化施策の推進に伴う支援等について・・・・・・・・・8
8	へき地における医療提供体制の維持について・・・・・・・・・・10
9	医療費助成事業について・・・・・・・・・・・・・・・・・11
10	保育士の確保について・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
11	鳥獣害対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
12	高速自動車国道の整備について・・・・・・・・・・・・・・・14
13	教員等の確保について・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
14	教育環境に対する財政措置について・・・・・・・・・・・・・・・16

### 1 町村自治の確立について

- (1) 国と地方の役割分担を一層明確化するとともに、権限移譲及び 規制緩和の推進を図るよう国に働きかけること
- (2) 義務付け・枠付けの廃止及び縮小、「従うべき基準」の「参酌 すべき基準」化並びに条例制定権の拡大を進めるとともに、町村 が条例化に向けた検討を行えるよう適切な情報提供について国に 働きかけること
- (3) 町村へ事務及び権限を移譲する際は、財源不足が生じないよう 人件費を含めた必要となる財源を確保するとともに、必要な支援 を行うよう国に働きかけること
- (4) 制度の創設、拡充等に当たっては、町村の裁量の確保に十分配 慮し、町村における住民サービスや行政効率に支障をきたすこと のないよう国に働きかけること

- 町村が魅力あふれる地域を創るためには、自らの判断と発想で地域の個性を生かした地域づくりができる仕組みが必要であり、地方分権改革に関する「提案募集方式」を活用するなど、権限移譲、規制緩和、義務付け・枠付けの廃止等について進めているが、権限を移譲する場合には、財源不足が生じないよう、人件費を含めた財源も一体的に移譲することが必要である。
- 国による制度の創設、拡充等に伴い、新たに必要となる計画の策定 や専任職員の配置等、実質的にその対応を全国一律に義務付けている 例がみられる。人的・財源面で制約のある町村では負担が大きく、住 民サービスの優先的な実施や行政効率に支障を生じることが懸念され ることから、地域の実情や町村の裁量を十分配慮する必要がある。

### 2 各種統計調査の負担軽減と調査員の確保について

- (1) 調査員等の負担軽減を図るための措置を講じるよう国に働きかけること
- (2) 調査員を確保し、調査精度の維持・向上を図るための措置を講じるよう国に働きかけること
- (3) 各種統計調査に関する広報活動の充実及び制度の周知啓発を積極的に行うよう国に働きかけること

- 令和 2 年実施の国勢調査では、郵送回答者の回答状況がポータルサイトへ反映されるまでに時間を要したため調査員が回答済み世帯へ訪問してしまい、多数の苦情が寄せられた。各種統計調査に当たっては、調査員の精神的負担や住民の行政に対する不信感を増大させることのない体制を整備する必要がある。
- 各種統計調査の周知啓発用のポスターやチラシは、町村の規模や実情に合わない部数が送付されており、最終的に掲載されることなく廃棄処分となることも多い。処分の手間や費用、保管場所を縮小し、経費の削減や資源の有効活用を図る観点から、必要部数の事前確認等により紙媒体の最適化を図るとともに、加工して有効活用ができる電子データでの提供が望まれる。
- 各種統計調査では、制度上、調査への協力義務があり、かつ、個人情報保護の措置が図られているが、個人情報の保護意識の向上により、調査事務自体に困難さが増し、調査員のなり手不足が深刻化している。調査精度の維持・向上のためには調査員経験者を再度任命することが望ましいが、その困難さや精神的負担から敬遠されており、町村においては、調査員の確保に苦慮している。このようなことから、各種統計調査の調査員は、原則、民間人から推薦することとされているが、最終的には職員に頼らざるを得ない状況が常態化している。

○ よって、調査員の負担軽減を図り、民間人の調査員を確保するため、 報酬額の増額をはじめ、端的でわかりやすいマニュアルの提供、統計 調査の重要性や個人情報保護が制度上確保されていることの広報活動 の充実等、調査員がより活動しやすい措置を講ずることが望まれる。

### 3 相続人不存在の土地の解消に係る財政支援について

相続人不存在の土地の解消のため、町村が処理した申立て手続き等に対する財政措置を講じるよう国に働きかけること

#### 【現状と課題】

近年の少子高齢化や未婚率の上昇により、相続人不存在となる土地は増加の一途をたどることが懸念され、町村にとっては、管理不全による周辺環境への対応、公共事業の停滞や固定資産税の納税義務者が特定できないことによる税収の減少が課題となっている。相続人不存在の土地の解消には相続財産管理人の申立て手続きを要するが、人的負担や財政的負担から積極的な申立て手続きに着手できず放置せざるを得ない状況である。

したがって、特に行政として、町村が相続人不存在の土地を解消する ために必要となる各種手続において負担しなければならない費用分につ いては、国庫に帰属した財産からの補填や補助制度の創設等、国による 財政支援が望まれる。

### 4 町村税源の充実強化について

- (1) 地方税は、国と地方の役割分担に応じ、地方が担うべき事務と責任に見合う税源配分に見直すとともに、地域偏在性の少ない税目構成とするよう国に働きかけること
- (2) 固定資産税の安定確保に配慮するよう国に働きかけること
- (3) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在町村における貴重な財源として、これに代わる恒久的・安定的な財源がないことから、現行制度を堅持するよう国に働きかけること

- 町村は自主財源が乏しい中、自主的・主体的な地域づくりのため、 各般の政策課題を着実に推進する大きな役割が求められている。自ら も積極的に行財政改革に取り組んでいるが、地方創生を積極的に進め ていくためには、税源の偏在性が少ない安定的な地方税体系を早期に 構築するなどの財政基盤の強化が必要である。
- 固定資産税は、町村財政を支える安定した基幹税目であるため、制度の根幹を揺るがす見直しや国の経済対策に用いることのないよう、税収が安定的に確保できるようにすることが求められる。
- ゴルフ場利用税は、税収の 7 割がゴルフ場所在市町村に交付され、特に財源に乏しく山林原野の多い市町村において極めて貴重な財源であり、アクセス道路の維持管理、治水等の災害防止対策、ごみ処理・不法投棄、水質調査等の環境対策など、ゴルフ場特有の行政需要に対応しており、地域振興を図る上でも不可欠な財源となっていることから、現行制度を堅持することが求められる。

### 5 地方交付税制度の充実・堅持について

- (1) 地方交付税は地方の固有財源であり、その性格を制度上明確にするため、「地方共有税」への組替えを行うよう国に働きかけること
- (2) 地方交付税の有する「財源調整機能」及び「財源保障機能」を 堅持し、臨時財政対策債の撤廃や地方交付税の法定率の引上げを 含めた抜本的な見直しを行うことにより、地方交付税総額の充実 及び確保を図るよう国に働きかけること
- (3)「地方一般財源総額実質同水準ルール」について、令和4年度以降も継続するよう国に働きかけること

- 町村間の税源が偏在する中、国が町村に一定の行政水準の確保を求めている以上、地方交付税制度における財源保障と財源調整の二つの機能を十分に発揮することが不可欠である。
- なお、町村の財源不足への対応は、臨時財政対策債による補てん措置の廃止及び地方交付税の法定率の引上げなどの抜本的な改革によることが必要である。
- 「地方一般財源総額実質同水準ルール」は令和3年度までとされているが、新型コロナウイルス感染症の克服をはじめ、人口減少・少子高齢化への適切な対応や地方創生の更なる推進のためには、同水準ルールを令和4年度以降も継続させることが強く求められる。

### 6 地方債の充実改善について

- (1) 地方債資金の所要総額を確保するよう国に働きかけること
- (2) 臨時財政対策債の残高を縮減するとともに、累積する地方債の 元利償還金については、町村の財政運営に支障をきたすことなく 必要な財源措置を講じるよう国に働きかけること

- 資金調達能力が弱い町村にとって、防災・減災対策、公共施設の適正管理及び地域活性化への取組みを着実に推進していくためには、長期かつ低利の公的資金を安定的に確保するとともに、地方債の一層の充実と改善が望まれる。
- 将来における町村の健全な財政運営に向け、臨時財政対策債の残高 を縮減する必要があることから、臨時財政対策債における元利償還に ついては、その全額を地方交付税とは別に財源措置するとともに、国 において後年度の財源措置を約束した地方債の元利償還に対する措置 を確実に履行することが求められる。

### 7 デジタル化施策の推進に伴う支援等について

- (1) 情報システムの標準化とガバメントクラウドへの移行について、必要な支援を講じるよう国に働きかけること
- (2) 公設光ファイバー関連設備に対する財政措置の拡充とユニバーサルサービス化の早期実現について国に働きかけること
- (3) A I O C R 及び R P A の導入に伴う財政措置を拡充するよう 国に働きかけること
- (4) 国保総合システムの次期更改について、町村等保険者に新たな 財政負担が生じないよう国に働きかけること
- (5) 町村から収集したデータの効率的な活用を図ること

- デジタル社会の形成に当たっては、公共サービスの利便性の向上や 行政運営の簡素・効率化、公正な給付と負担を確保する環境の整備が 求められており、「デジタル・ガバメント実行計画」及び「自治体D X推進計画」に基づく、町村の各種情報システムの標準化及びガバメ ントクラウドの構築においては、専門人材の確保や移行作業等への人 的・財政的支援が不可欠である。
- 公設光ファイバー関連設備は、デジタル社会の重要なインフラとして、採算性に課題のある条件不利地域等、より一層の整備促進が想定されるため、更なる財政措置の拡充が望まれる。また、その維持管理に係る財政負担の軽減が図られるほか、採算性に係る課題の解消により民間移行を促進する大きな一歩となるため、ブロードバンドのユニバーサルサービス化を早期に実現するとともに、民間移行後に生じるおそれのある負担金等に対しても財政措置を拡充することが望まれる。

- 町村においては、依然として厳しい財政状況の下、限られた職員数で複雑・多様化する住民ニーズに適切に対応することが求められており、デジタル社会が目指す公共サービスの利便性の向上や行政運営の簡素・効率化を目的にAI-OCRやRPAの導入を検討しているが、導入費用やランニングコストに多額の経費を要するため、更なる財政支援の拡充が望まれる。
- 国保中央会・国保連合会が開発運用し、診療報酬等の審査支払系及 び保険者の各種業務共同処理系からなる「国保総合システム」は、令 和 5 年度末の保守期限に向けてシステム更改するとしていたところ、 規制改革実施計画等で求められた社会保険診療報酬支払基金新システムとの整合性やクラウドリフト化には、積立金を大幅に上回る開発費 用が必要となり、審査支払手数料等の引上げで対応せざるを得なくなるため、町村等保険者に新たな財政負担が生じない措置を講じることが強く望まれる。
- 国民健康保険関係をはじめとした国や県からの一連の調査又は関連する調査では、既に報告済みの数値やデータを重複して求めるものが見受けられるが、その都度、報告済みの数値やデータから拾い出し作業を行うことになり、町村の事務負担をむやみに増大させているため、関係部局間での情報共有等その効率的な活用が望まれる。また、報告済みの数値やデータを基に、国や県でも算出できるようなものに関しては、町村側で算出すべき妥当性を十分考慮することが望まれる。

### 8 へき地における医療提供体制の維持について

へき地医療拠点病院運営費補助金及び特別調整交付金の交付限度額 を拡大するとともに、予算を確保するよう国に働きかけること

#### 【現状と課題】

新型コロナウイルス感染症に対する措置として、令和3年度の特別交付税の基準額が30%引き上げられることとなったが、来年度以降も医師を確保し、医療提供体制を維持していくためには、継続して交付限度額を拡大するとともに予算を確保することが望まれる。

### 9 医療費助成事業について

- (1) 現物給付方式による公費負担制度を確立するよう国に働きかけること
- (2) 国民健康保険の国庫負担金等の減額措置を廃止するよう国に働きかけること
- (3) 山梨県乳幼児医療費助成事業費補助金の補助対象年齢を引き上げること

- 医療費助成事業は、全国的に行われている事業であり、現物給付方式による公費負担制度の確立や国民健康保険の国庫負担金等の減額措置の廃止について継続して国に働きかけていくことが望まれる。
- 乳幼児医療費助成事業については、県内全町村において、県の補助対象年齢に上乗せをした助成対象で事業を行っており、県内のどこに居住していても中学校を卒業する15歳までの医療費は助成されるのが現状である。よって、県と町村において助成対象に差が出ているため、山梨県乳幼児医療費助成事業費補助金の補助対象年齢を引き上げることが求められる。

### 10 保育士の確保について

- (1) 保育士確保のため具体的な措置を講じること
- (2) 保育士の処遇を改善するよう国に働きかけること

#### 【現状と課題】

保育士の確保が困難である状況が続いている中、近年では、未満児の保育希望が増加しており、今後さらに保育士の確保が困難になることが想定される。地域における偏りがないよう、県内全域において安定的に保育士を確保するための人材バンク制度の創設等具体的な措置を講じることが求められる。

また、保育士として働くことを希望する人を増やすため、保育士の処 遇改善について国に働きかけることが望まれる。

### 11 鳥獣害対策について

隣接都県を含めた広域的な鳥獣捕獲体制を拡充するよう国に働きかけること

#### 【現状と課題】

本県では、県境を跨いで広く活動するニホンジカの管理捕獲等について、環境省や林野庁、隣接する都県で構成される関東山地ニホンジカ広域協議会等において情報交換等を行っているが、関東山地だけではなく、富士・丹沢地域や南アルプス地域でのニホンジカに関する対応も望まれている。

このため、当該両地域での広域的な捕獲の実施に係る申請手続の簡素 化をはじめ、隣接都県との関係者調整の場となる協議会の設立など、鳥 獣による森林被害を抑制するために広域的な鳥獣捕獲体制の拡充を行う よう国に働きかけることが望まれる。

### 12 高速自動車国道の整備について

- (1) 中部横断自動車道の早期実現に向け、基本計画区間(北杜市〜 佐久穂町)の整備計画区間への早期格上げについて、国に働きかけること
- (2) 中央自動車道の整備及び利用の促進に向け、上野原 I C以東の 渋滞対策事業の早期完成について、国に働きかけること

- 中部横断自動車道の北杜市から長野県佐久穂町までの区間は、未だに基本計画区間となっており、整備計画区間への早期の格上げが求められる。
- 中央自動車道上野原 I C以東では、慢性的な渋滞が発生し、特に上り線の小仏トンネル付近、下り線の相模湖付近の渋滞により、経済的・時間的損失が発生していることから、渋滞対策事業の早期完成が求められる。

### 13 教員等の確保について

- (1) 県費教員の加配措置及び町村単費教員の確保について具体的な措置を講じること
- (2) 複式学級の解消又は基準の緩和について国に働きかけること
- (3) スクールカウンセラーの1校当たりの配置時間を増加するととも にWEBシステムを活用したカウンセリング体制を構築すること

- 町村において教員を確保することは大変困難なことであるが、特別な支援を要する児童・生徒は増加傾向にあることや、きめ細やかな教育を実施するため、町村では、町村単費教員を導入している。今後も、教員数を確保しなければならない状況は続いていくため、県費教員の加配措置及び町村単費教員を確保するための連絡会議を設置する等協力体制を図ることや町村単費教員の任用に対する補助制度の創設等具体的な措置を講じることが求められる。
- 県では、平成9年度から小学校における飛び複式学級を解消し、平成10年度からは、小学校1年生を含む複式学級を解消するなど独自の措置を講じているが、少子化が進んでいる町村では、近い将来、複式学級を導入せざるを得なくなる。よって、今後も複式学級の解消又は基準の緩和について国に働きかけることが望まれる。
- 令和2年度から、スクールカウンセラーが全小学校へ配置されているが、その1校当たりの配置時間は、以前より減少しているのが現状である。不登校やいじめ問題等、スクールカウンセラーを利用するケースは増加傾向にあり、これまで以上に相談体制の充実を図ることが求められる。また、学校からの相談要請に柔軟に応じることや相談時間の確保につながるため、WEBシステムを活用した相談体制の構築も求められる。

### 14 教育環境に対する財政措置について

- (1) 学校施設環境改善交付金の補助対象を拡充するとともに、補助率を引き上げるよう国に働きかけること
- (2) 学校施設環境改善交付金の対象外となる小規模工事に対する支援策を創設すること
- (3) G I G A スクール構想により整備した環境を維持していくため の永続的な補助制度を創設するよう国に働きかけること
- (4) I C T 支援員に関する財政措置を永続的な補助制度とするよう 国に働きかけること
- (5) 学力向上支援スタッフ配置事業費補助金について、十分な予算の確保を図ること
- (6) 教員多忙化改善のため導入している機器等に対する支援策を創設すること

- 少子化の影響により学校の統合、防災等の観点から学校施設の改修を検討しているが、学校施設の工事には膨大な費用を要する。現状の学校施設環境改善交付金の交付要綱では、大規模改修工事等の実施に伴う仮設校舎のリースについては補助対象であるが、既存の建物を仮設校舎とする場合の改修費については補助対象外であることや補助対象とする工事費の設定が高いなど、現状の補助対象及び補助率では不十分であるため、補助対象の拡充及び補助率の引上げについて国に働きかけることが望まれる。
- 学校施設の改修では、学校施設環境改善交付金の補助対象外となる 小規模工事も発生するが、補助対象となる工事費の設定が高いため、 補助対象外である工事であっても町村の財政を圧迫するものとなる。 よって、交付金の補助対象外となる小規模工事については、県の支援 を受けることができるよう、補助制度等の創設による充実した財政支 援が求められる。

- GIGAスクール構想により整備した環境を維持していくためには、端末関連の保守・更新・通信料等に多額の費用を要する。町村の負担を軽減し、整備した環境を維持していくため、永続的な補助制度の創設について国に働きかけることが望まれる。
- 「教育のICT化に向けた 5 か年計画」による地方財政措置は、 2022年度までである。2023年度以降もICT支援員は不可欠であるため、ICT支援員に関する財政措置を永続的な補助制度とすることを 国に働きかけることが望まれる。
- 児童・生徒の学びの保障や安心・安全な教育環境の整備のため、学力向上支援スタッフ配置事業費補助制度は、大変有効なものであり、 今後も補助金の活用増加が見込まれる。町村が希望する支援を受ける ことができるよう、十分な予算の確保を図ることが求められる。
- 町村では、教員多忙化改善のため、学校が使用するパソコンや周辺機器のほか、教員からの要望により高速カラープリンターを導入している。また、令和2年度から導入された山梨県統合型校務支援システムにより、システムの維持管理に係る負担金並びに教育ICTに係る情報漏洩対策及びインターネット回線の監視等のセキュリティクラウドに対する経費は財政を圧迫している。今後も教員多忙化改善の措置を図るため、補助制度等の創設による充実した財政支援が求められる。